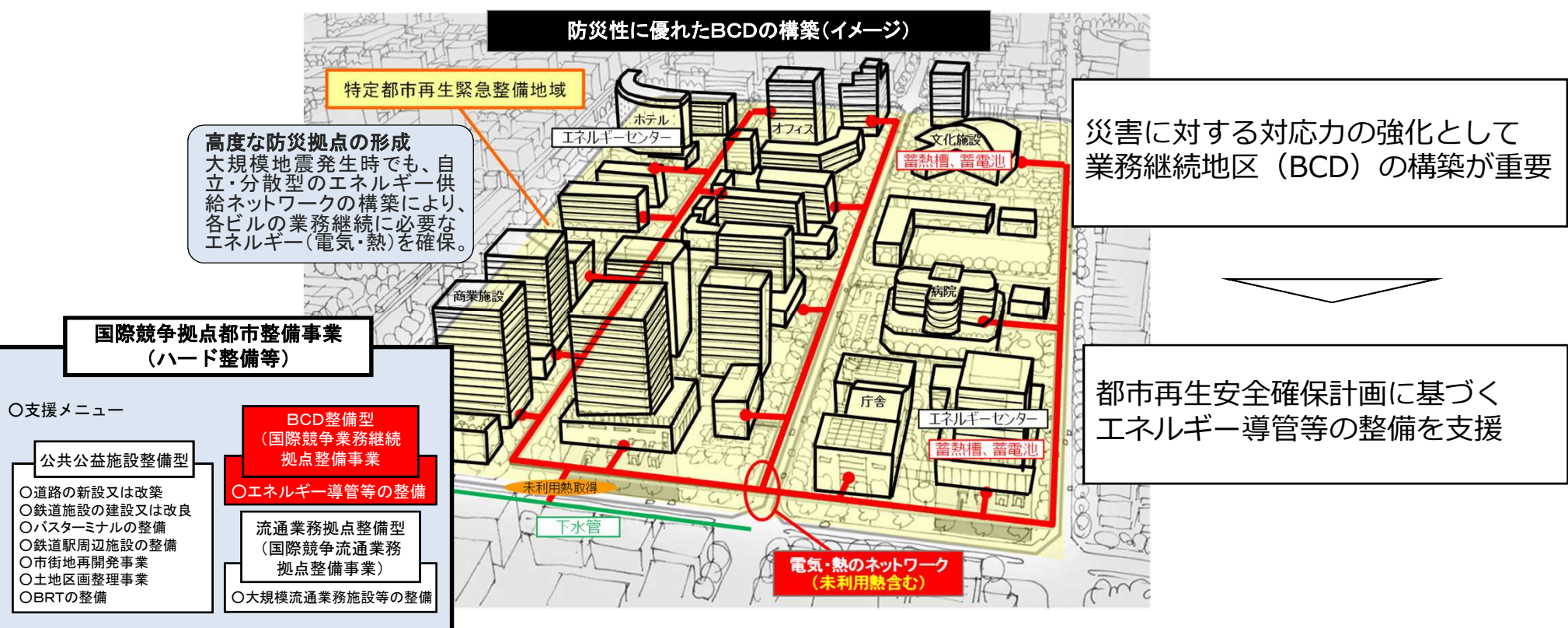


- 大都市の業務中枢拠点において、世界水準のビジネス機能・居住機能を集積し、国際的な投資と人材を呼び込むためには、我が国大都市の弱みである災害に対する脆弱性を克服していくことが必要
- 災害に対する対応力の強化として、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区 (BCD : Business Continuity District) の構築が重要
- 特定都市再生緊急整備地域における都市再生安全確保計画に基づくエネルギー導管等を、業務中枢拠点に広く整備が必要なインフラとして本格的に整備する観点から、国際競争拠点都市整備事業として支援する。



## 概要

- ▶ 都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画が作成された地区において行うエネルギー面的ネットワークの整備に必要な事業費の一部を支援。

## 地域要件

次のすべての要件を満たす地区

- ① 災害時の供給先に災害発生時の対応の拠点となる施設※1を含む地区
- ② 特定都市再生緊急整備地域及び隣接する地域で実施される事業

※1 災害対策基本法に規定する指定公共機関（指定地方公共機関を含む）の施設、災害拠点病院、一時滞在施設。

## 補助対象、補助事業者及び補助率

事業名称	整備計画事業調査	エネルギー導管等整備事業
補助対象	エネルギー面的ネットワークにかかる整備計画の策定に要する経費	都市再生安全確保計画に位置付けられる事業の内、道路事業や都市開発事業等の基盤整備と一体的な整備が必要な基盤施設であるエネルギー導管（未利用熱を取得する導管を含む）、エネルギー貯留施設及びそれらの付帯施設の整備に要する経費
補助事業者	地方公共団体、法律に基づく協議会（直接補助）	地方公共団体、都市再生機構、法律に基づく協議会（直接補助）※2、民間事業者等（直接補助、間接補助）※3※4
補助率	1 / 2	2 / 5

※2 原則として、国は各年度において地方公共団体が補助する事業に対して、予算の範囲内で補助するものとする。

※3 民間事業者等への直接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象事業費の23%。

※4 民間事業者等への間接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象事業費の23%の3分の2。

## 限度額

エネルギー導管等整備事業については、1事業計画当たりの国費交付上限額を20億円とする。